

健康保険証 廃止

令和6年12月2日

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、現行の健康保険証は新規発行はされず原則廃止となります。健康保険証廃止に向け、マイナンバーカードの取得及びマイナ保険証の利用登録をお願いいたします。すでにマイナ保険証をお持ちの方は、医療機関受診時にぜひご利用ください。



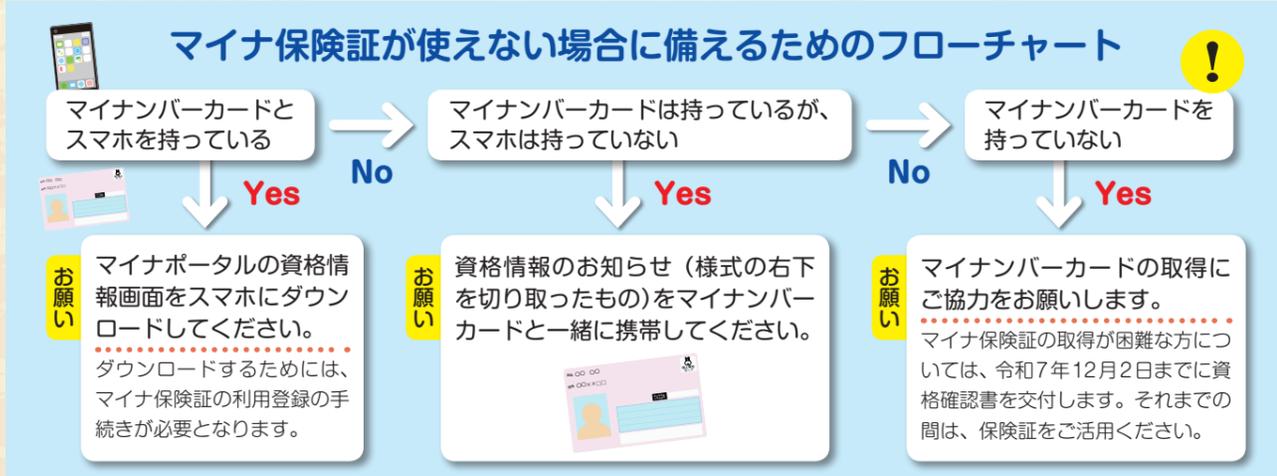
「資格情報のお知らせ」を配布します

当健康保険組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。

左記の通知書に記載されたマイナンバーの下4桁とご自身のマイナンバー下4桁を照合して、誤りがないかご確認をお願いします。

※ご自身のマイナンバーは、マイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書で確認してください。誤りがあった場合は、日本発条健康保険組合(TEL: 045-786-7539)までご連絡ください。

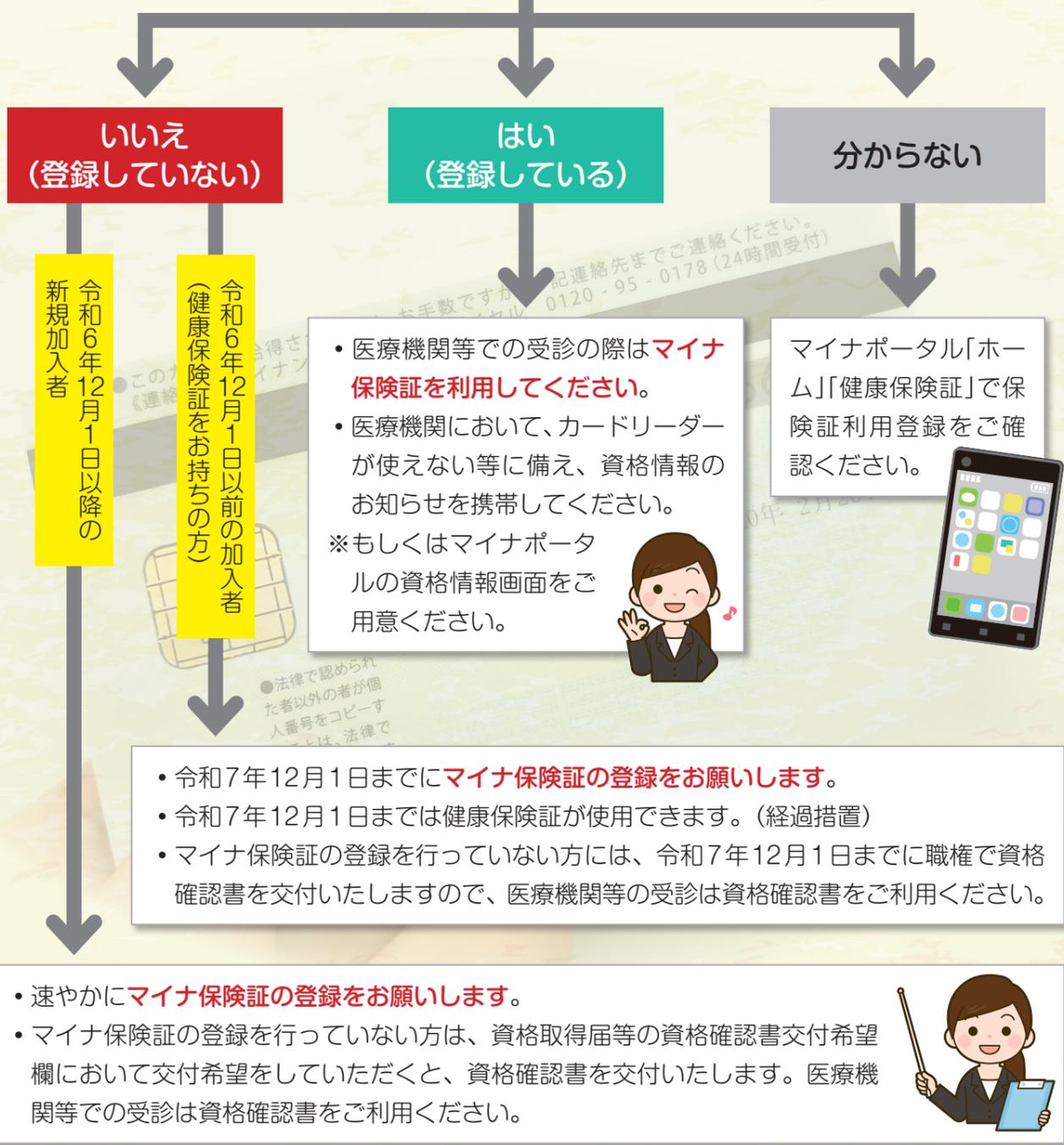
点線で切り取り、マイナンバーカードと一緒に携帯する等、大切に保管をお願いします。医療機関受診時に機器の不具合等でマイナ保険証が利用できない時に、資格情報のお知らせとマイナ保険証を併せて提示することで、今までどおり受診できます。また、健康保険の各種給付金等の申請、お問い合わせの際に必要な記号・番号を把握することができます。



※マイナポータルや資格情報のお知らせだけでは、保険診療を受けられません。オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関に受診する際は、マイナ保険証と一緒に窓口にご提示いただきますようお願いいたします。

マイナ保険証利用についてのフローチャート

マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていますか？



マイナ保険証移行に関するご案内

詳しくは、トップページよりクリック!!